

## 第58号議案

春日市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成30年9月3日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

コンビニエンスストア等における証明書の交付サービスを開始することに伴い、当該サービスにより証明書を交付する場合の手数料の額を定めるとともに、その他所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市手数料条例の一部を改正する条例

春日市手数料条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書(市長が別に定めるものに限る。以下この項において同じ。)の交付の申請をすることができる機能及び当該申請に基づき自動的に証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)を利用した申請に基づき当該申請に係る多機能端末機により自動的に証明書の交付をする場合における当該交付に係る事務の手数料については、適用しない。

別表中

「

住民票(除票を含む。)又は戸籍附票の写しの交付	1通につき 300円
-------------------------	------------

」

を

「

住民票(除票を含む。)の写しの交付又は戸籍の附票の写しの交付	次項に掲げるもの以外のもの	1通につき 300円
	住民票の写しの交付又は戸籍の附票の写しの交付(いずれも多機能端末機による交付に限る。)	1通につき 250円

」

に、

「

印鑑登録証明書の交付	1通につき 300円
戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1通につき 450円

」

を

「

印鑑登録証明書の交付	次項に掲げるもの 以外のもの	1通につき 300円
	多機能端末機による 交付	1通につき 250円
戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	次項に掲げるもの 以外のもの	1通につき 450円
	戸籍に記録されている事項の全部又は戸籍に記録されている者のうちの一部のものについて記録されている事項の全部を証明した書面の交付(多機能端末機による交付に限る。)	1通につき 400円

」

に、

「

税に関する証明	1件につき 300円 (その種類及び年度ごとに、1枚をもって1件とする。)
---------	--

」

を

「

税に関する証明	次項に掲げるもの 以外のもの	1件につき 300円  (その種類及び年度ごとに、1枚をもって1件とする。次項において同じ。)
	所得証明又は所得 課税証明(いずれも 多機能端末機によ り証明書を交付す る場合に限る。)	1件につき 250円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。